慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	社会民衆党昭和二年党大会提出議案
Sub Title	A Draft Presented to a congress of social democratic in 1927
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.5 (1976. 5) ,p.53- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760515-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

社会民衆党昭和二年党大会提出議案

中村勝範

一

昭和二年（一九二七年）十二月四日及び五日の両日、社会民衆党は結党後最初の党大会を東京芝協調会館において開催した。ここに紹介する社会民衆党の『第壱回党大会提出議案』は、この党大会に同党本部により整えられて提出されたものである。

前年の大正十五年（一九二六年）、わが国には四個の全国的無産政党が結成されていた。結成された順に、その日付を附して書き並べると次のようになる。

労働農民党	三月五日
日本農民党	十月十七日
社会民衆党	十二月五日
日本労農党	十二月九日

社会民衆党「第壱回党大会」といわれた昭和二年十二月四、五日の党大会は、同党結成後満一周年の記念日に行なわれた。なお、この大会は当初「第壱回党大会」といわれたが、後に第二回党大会と改められるようになつた。

大正十四年から昭和三年までの、わが国無産政党の党勢は左の通りである。[1] 左の表から四大全国的無産政党が大正十五年末から昭和二年末までの一年間にそれぞれ拡大させた党員を見ると次のようになる。

社会民衆党	一五、一四三
労働農民党	一三、五七七
日本労農党	一一、四二六

無産政党々勢累年比較表

年次＼党派	全国的無産政党						地方政党	
	労働農民党々員	日本労農党々員	社会民衆党々員	日本農民党々員	政党数	党員合計数	政党数	党員合計数
大正十四年末							四	三、五〇〇
大正十五年末	三、八一五	一、〇〇〇	一、八〇〇	三、〇〇〇	四	九、六一五	八	八、〇〇〇
昭和二年末	一七、三九二	一二、四二六	一六、九四三	四、〇八二	四	五〇、八四三	一二	一四、四六八
昭和三年三月末	二四、三八八	一二、五〇〇	二八、九二八	九、二五〇	四	七五、〇六六	三〇	二一、五〇〇

日本農民党　一、〇八二

党の結成において社会民衆党は労働農民党におくれること九ヵ月というハンディギャップがあり、その結果、昭和二年末に至るも、総党員数において、社会民衆党は労働農民党より、なお四四九名すくなかつた。しかしながら年間の党員増加数では、前者は後者のみならず他の無産政党をも抜いて第一位となつた。

さらに翌昭和三年（一九二八年）三月の三・一五事件により労働農民党の結社が禁止されるまでの期間をとり、四大無産政党の党勢伸長について比較すると次のようになる。

社会民衆党　一一、九八五
労働農民党　六、九九六
日本農民党　五、一六八
日本労農党　七四

社会民衆党は総党員数においても、他の無産政党をすべておさえ、党員拡大において四党中髄一であるばかりではなく抜群の増加をみたのである。社会民衆党「第壱回」党大会は、このように同党が加速度的に上昇していく過程での党大会である。

この大会が行なわれた場所は、一年前、同党の結成大会が挙行された場所と同じ協調会館であつた。この大会には、全国の一連合会三十七支部より代議員二百二十四名[2]、本部より安部磯雄委員長以下十三名が出席[3]し、安部が議長、鈴木文治、島中雄三[4]が副議長に推された。

『第壱回党大会提出議案』は美濃紙半紙二十一枚に謄写版により議案を印刷し、二つ折りにし、茶色の表紙をつけて紙紐で簡単にとじたものである。表紙の文字も謄写印刷である。

この議案書は粗末なものである。その粗末さは社会民衆党大会から五日後に、三日間を費して、同じ協調会館で催された労働農民党

大会に提出された『労働農民党第二回大会提出議案』[5]書と比較すると一目瞭然である。

第一に紙質において粗末である。社会民衆党のそれは美濃紙であり、労働農民党のそれは中質紙である。

第二に鮮明度において粗末である。社会民衆党の議案書は同党同志の手により謄写印刷された。つまり素人の仕事であるがゆえに不鮮明な箇所が多い。労働農民党の議案書は五号活字二段組の印刷で、鮮明である。本文三十一頁の上に党組織図解三頁が附録され、それに表紙と目次がつき、一応の形を整えている。

社会民衆党の議案書が粗末であることの第三点は、これが十分な準備段階をへて作成されていないであろうところにある。そのことは第参号議案から第九号議案まで議案と提案理由が別々に配置されており、そこに混乱があるという点でうかがわれる。

第四に、議案の内容においても、社会民衆党の議案は労働農民党のそれと比較して密度が薄いということが指摘できる。社会民衆党の議案書は、一言でいうと箇条書きに似ているが、労働農民党のそれは過半が論文形式であり、見るからに重厚である。後者についてはここで詳細に紹介すべきではないが、一つの実例を挙げることにより、社会民衆党の議案の粗末さを実証しよう。『労働農民党第二回大会提出議案』の本文冒頭は「運動方針大綱に関する件　中央執行委員会提出」であるが、これだけでも十二頁にわたり、一万字にものぼる長大な論文である。この論文の骨組だけを左に紹介する。

(一) 客観的情勢
(二) わが労働農民党の発展
(三) 一般運動方針
第一部　わが党今日の発展段階の批判
(1) 政治的方面
(2) 組織的方面
第二部　如何なる闘争を如何かに(ママ)展開すべきか
(1) 来たるべき一年の闘争の見透し＝基準
(2) 個々の闘争の具体的展開方策
(3) 労働者、農民の闘争とわが党の闘争との関係
(四) 一般組織方針
第一部　大衆的闘争
第二部　党への組織の問題
第三部　党自体の組織

今日、わが国の社会主義政党及び労働組合が、それぞれの大会で採択する運動方針の原型を、われわれは労働農民党の、この運動方針大綱において見ることができる。この壮大なる運動方針を冒頭においた『労働農民党第二回大会提出議案』に比較して、社会民衆党の『第壱回党大会提出議案』は貧弱である。

社会民衆党昭和二年大会の意義は、つぎの諸点から検討されてよいであろう。

第一点は、同党結党後、満一年を経過した時点での党大会である

ということから、同党は過去一年間の自党の実績をいかに自己評価していたであろうかということが考察されてよいであろう。

第二点は、普通選挙法に基づく総選挙が近く予想されていた時点での党大会である。総選挙への心構え、期待は如何という点である。

第三点は、わが国政治史上初の普通選挙による総選挙を前にして、社会民衆党は、わが国をとりまく内外の情勢をいかように認識していたかということである。

まず第一点の、過去一年間の実践からなにを学んだかということである。この点に関しては三点に絞つて指摘しておこう。

1　党の活動分野が拡大され、かつ専門化されなくてはならぬという反省があつた。そのことは、第二号議案において機関紙部、青年部、婦人部を新らたに設くることを得とされ、大会ではさらに情報部を設けることができるということまで含めて可決された。本部案とは別に長野県南信支部より青年隊充実のための積極的提案（第十四号議案）がなされていることと考えあわせると、組織充実拡充の緊急性を満たすものとして、とりわけ青年部新設が党内に自覚されたことを知ることができる。

2　党組織の敏速なる反応が求められることになつた。これまで同党の支部は、衆議院議員の選挙区毎に定められていたが、府県会議員選挙区毎に改められることになつた（第二号議案）のは、党支部の細分化によつて機敏かつ緻密な支部活動を計らなくてはならないことが反省されたのであろう。長野県南信支部からも、実践に則した支部組織変更案（第十二号議案）が提出された。

3　政策は具体的でなくてはならぬことが反省された。従来の同党の政策は簡略であるのみならず、いささか抽象的過ぎるから、これを修正しようという観点から提案された第九号議案は、以前のものと比較すると、たしかに具体化されていた。例えば、旧来の政策のトップにあげられていた「普通選挙制の徹底」という簡略で、かつ抽象的政策は、新議案で「普選の徹底」としてつぎの八項目が具体的内容として盛られた。すなわち、「イ、選挙年齢を廿才[17]に低下せよ、ロ、婦人に参政権を与へよ、ハ、比例代表法を採用せよ、ニ、選挙費用を国家負担とせよ、ホ、居住制限を撤廃せよ、ヘ、保証金利を撤廃せよ、ト、投票時間を公休とせよ、チ、徹底せる不在投票権を確認せよ」というものである。

党活動を活発にし、党勢を拡大するためには資金が必要である。しかしながら、実際には現行の党費も滞納されがちである。第十五号議案において党費の縮小を提案し、従来の年額五十銭の党費は、おさめられそうで納められない、と提案説明されていることは痛切である。この提案は議案審査委員会の段階で不採用となり、従来通り年間五十銭党費に据置かれた。しかしながら、一党員が本部に納める金額は、五十銭党費の中、拾銭から弐拾銭に引きあげられることになつた。[6] 無産政党は党財政で苦渋した。この大会の冒頭において挨拶した安部委員長は、そのしめくくりにおいて、「今日無産政党の困難しつゝあるは党費である既成政党の云うが如く政治は金がなければ出来ぬという無産政党も然りである。吾が民衆党に於ては

党費納入に就て其増減が甚しい党費納入が完全ならざれば勢ひ無産政党を堕落せしめ既成政党と変る所なきに至る」[7]と発言した。さらにつけ加えると党大会から十八日を経過したころ、党本部党務係から、つぎのような通達[8]があつた。

急　告

早や旬日を出でずして昭和参年を迎へんとして居ります。

党費を大至急納入せられたし。

党費は党の活動源泉であります。

党費納入の如何は直接党の消長に関する処大であります。

党則第三十五条による第二年度党費をも至急納入せられたし。

党費を送れ

而して党の活動を充実せしめよ！

昭和弐年十二月廿三日　　党務係

社会民衆党は結党後一年間の活動の経験から、党の機構を充実させ、政策を具体的かつ現実化（第十三号議案）させる方向に努力したが、活動のエネルギー源となる党費の徴収も重大な課題とされていた。

つぎに総選挙への心構え、期待について『第壱回党大会提出議案』を考察してみよう。この点に関しては第四号議案の「議会即時解散要求の件」に盛られている。普通選挙が実施（大正十四年三月成立、五月公布、昭和二年秋、普通選挙法による地方選挙実地）された以上、制限選挙によつて選出された議員により構成されている現国会は即時解散し総選挙によつて民意を問うべきだという主張である。この年の秋、九月から十月にかけて府県会議員選挙がおこなわれた（関東の東京、千葉、神奈川の一府三県、島根、沖縄、佐賀、北海道をのぞく）。各無産政党から立候補したもの二〇四名、当選二八名（労働農民党一三、日本労農党三、社会民衆党三、日本農民党四、地方無産政党五）であつた[9]。社会民衆党は、当選率と得票率は優秀であつた[10]と自画自賛したが、選挙前に一般から無産政党中もつとも好成績であろうと予想されていたが意外にふるわなかつた。期待された結果が得られなかつた理由のひとつに、同党の足腰の弱さがあげられた。ここから既述の青年部の創立が発想されたのである。

問題を第三点に移そう。社会民衆党は、当時の内外の政治状況をどのように見ていたであろうか。この年四月十七日、若槻礼次郎憲政会内閣は台湾銀行貸付二億円保証問題で瓦解し、かわつて田中義一政友会内閣が四月二十日に成立していた。内治外交政策に対する社会民衆党の態度は、「第三号議案現内閣弾劾の件」に簡明に表現され、そこには内閣弾劾の六要目が掲げられている。これらの項目についての説明は附されていないが、同党の文書により、その趣旨は推測することは可能である。

「資本家的予算の排撃」の意味内容は、党大会半月前の同党機関紙に「十七億六千万円に上る予算は悉く資本家及び地主を擁護する[11]ために作成せられ」、無産階級の利益は何等考慮されていない、と

いう文字に現われている。あるいはまた四月二十日に成立した田中内閣は五月三日、金融恐慌対策のため第五十三臨時議会を召集（五月八日閉会）し、財界救済を名として七億円の補償法案を成立させたが、これなどは民衆の負担において資本家を擁護するものという主張に該当しよう。さらに、党大会後、中央執行委員会決議として出された左の文書[12]も参考になろう。

政府予算案に対する決議

過般予算内示会に於て発表したる田中内閣の昭和三年度予算要綱は、之を無産階級の立場より見るならば依然として、露骨なる資本家本位の財政方針を採用したることは極めて明白である之を税収入に於て見るに

㊀ 勤労階級に対し消費税等によりて収入の六割即ち六億円を賦課し

㊁ 中産階級に対し所得税等によりて収入の二割一億八千万円を賦課し

㊂ 資本家及地主階級に対し所得税地租等によりて収入の二割一億八千万円を賦課せるに拘はらず更に之れを支出に於て来年度予算の新規要求費二億二百万円を見るに

一、勤労階級に対し不良住宅改善百三十万円を与ふるのみなるに

二、資本家及地主階級に対しては民有林保ゴ費重要工業確立費其他補助金奨励金二千万円を与へてゐる

三、其残額の大部分は港湾修築費、道路改修費その他に使用して党勢拡張に資し

四、更に八千万円の公債を増発して鉄道建築改良費に使用して党勢拡張に資しその元利払を勤労階級の負担に帰せしめんとしてゐる

我等は斯くの如く国家予算の名に於て資本家階級の利益に奉仕し以て党略に利用せんとする田中内閣の予算案に対して、絶対に反対し彼等の曝露したる資本家階級性を徹底的に糺弾するものである。

昭和二年十二月二十三日　　社会民衆党中央執行委員会

「反動的労働政策の排撃」については、田中内閣は労働組合法、小作法その他の労働立法を全然顧慮しないばかりではなく、進んで労働階級の抑圧を計り、各地に頻発せる大労働争議、小作争議に対しては、資本家地主の横暴専恣なる行動を陰に助長し、その間に政友会の私利をはかり、来るべき総選挙の資金を調達せんとするがごとき悪辣きわまる行動をとつていることを指していう。[13] この年、労働組合のストライキ件数三四六件（参加人員四三、六六九人）、小作争議二、〇五二件（参加人員九一、三三六人）であつた。とりわけ、この年の後半には社会民衆党支持団体である日本労働総同盟が関係した岡谷・山一林組製作所（八月三日ストライキ突入、九月十六日敗北）、野田醤油（九月十六日ストライキ突入、翌昭和三年四月二十日解決、戦前最

長のストライキ）があり、岐阜県鶉村（十一月十日）、山添村（十一月二十四日）、一色村（十一月二十五日）で大規模な小作争議があつた。[14] 六、〇〇〇余名による鶉村の小作争議では、同党支持団体の中部農民組合が争議の指揮をとり、社会民衆党と友好関係にあつた労働民衆党の県議会議員大野金吾[15]が検束された。

「地主擁護の自作農創定反対」の意図は、第十九号議案及び第六号議案の提案理由において見ることができる。政府と政友会は自作農を創定しようとしているが、そのことよりも目下必要なのは小作農を保護することであるというのが社会民衆党の主張であつた。なぜならば政府は三十五年間に二十八億円をもつて小作農地全面積百二十万町歩の三分の一にあたる四十万町歩を自作地としようとしている。それは一ヵ年に一万余町歩の割合であるが、一方において自作農が年々一万戸以上も小作農に没落しつつあり、しかも自作農の没落は年々増加しつつあるのであるから、自作農を増加せしむるのは愚か、それの減少を食い止める効果もない[16]、というのである。

つぎに「欺瞞的地租委譲反対」について述べる。これは六千万円余の地租を地方財政充実のために地方に委譲し、地方義務教育費二億四千余万円（そのうち七千五百万円は国庫負担）の国庫補助額を中止せんとするものである。これは義務教育費金額の国庫負担にはほど遠く、しかも地租の一部だけを委譲せんとするに過ぎない。かくて生ずる国税の不足分は関税の増額によつて補おうというものであるため、これこそ無産階級の負担を増大させ、地主擁護以外のなにものでもない。元来、地主の地租は高度の累進増徴を行うべきであつて地租委譲もかかる政策を附随しない限り全然無意味である。[17] 政友会はこの地租移譲を一枚看板にしてきたが、地方選挙がすむや実行延期を言いだすに至つた。地租移譲を政友会内閣に期待するのは間違いである[18]、という主張である。

「対支反動外交の排撃」は、田中内閣の山東出兵、対支武力干渉への反対である。

最後に「資本閥擁護の銀行整理反対」について考察しよう、東京渡辺銀行、あかぢ貯蓄銀行などの休業で端を発した金融恐慌は、昭和二年三月十五日にはじまつた。政府は三井・三菱・安田・第一・住友の五大銀行を発起人として昭和銀行を設立せしめ（同年十月二十九日）、これに休業銀行を合併させて預金者を救済することを約束した。昭和銀行創立から社会民衆党大会が開催されるまでの約一ヵ月の間に、左右田・中央・中井・近江の四銀行が大体整理の目鼻がついただけで、他の数十の休業銀行は放置されたままであり、三十万の預金者の預金について不安があつた。小売商人やサラリーマン等が預金するとすれば、休業した銀行に集中しているのであるが、これは放置されたままであり、五大銀行等の金融資本家が遊金を擁している現状は許せないとするものであつた。[19] 小の虫を殺して大の虫を生かす方針を過看しえないとした社会民衆党は、九月十六日、都下各紙の記者を招き、堀江帰一博士を中心に小口預金者救済につき話しあい、十七日には協調会館において休銀問題演説会を開き、さらに二十日には神田青年会館において民衆大会（大会は途中から「預金者擁護同盟大会」となり、決議文、要求具体案を可決）を開催していた。[20]

第二十号議案では陸軍においては農工商、海軍においては漁業の技術を授くべきこと、第二十四号では朝鮮台湾の総督政治を改廃し議会政治を施行すべきこと等が提起されていたが、現実路線を指向し、議会政治に立脚する社会民衆党らしい提案であつたといえるかもしれない。しかし、これらはいずれも党大会で審議されるべくとりあげられなかつた。(21)

『第壱回党大会提出議案』に盛られた議案件数はつぎの通りである。

本部提案　九件
本部追加議案　二件
支部提案　二九件
支部提案追加　一二件（内一件支部提案と重複）
合計五一件

議案審査委員会（委員長　小山寿夫）より、議案審議に先立ち、本部並に各支部の提案総計六十余件があつたと報告されたから、(22)『第壱回党大会提出議案』に盛られたもの以外の十数件が、これが製作された以後附加されたのであろう。総数六十余件を議案審査委員会で審査の結果、つぎの二十五議案を採択したと報告され、満場一致で可決された。(23)

1　賤視観念絶滅に関する件
2　党則改正に関する件
3　党政策改正に関する件
4　機関紙拡充の件
5　組織宣伝充実の件
6　産児制限に関する件
7　各支部一般党員と本部員との連絡に関する件
8　支那に於ける租借地を返還し内地雑居権を獲得する件
9　自転車税撤廃に関する件
10　青年聯盟設置に関する件
11　失業防止に関する件
12　現内閣弾劾に関する件
13　議会即時解散要求の件
14　小作法制定に関する件
15　労働組合法制定に関する件
16　健康保険法改正に関する件
17　選挙対策に関する決議案
18　新聞紙法、出版法改正に関する件
19　無産政党合同に関する決議案
20　現実主義運動方針確立の件
21　米及雑穀の公定相場の設定を政府議会に要求する件
22　国家事業の従業員をして経営に参加せしむる件
23　予算決議の承認を求むるの件
24　大会宣言に関する件
25　次期党大会の件

『第壱回党大会提出議案』に盛られた本部提案十一件全部、支部

提案四十一件中十五件が審議されることになつた。このうち「各支部一般党員と本部員との連絡に関する件」にいて提案者は、本部は常に本件に関し努力することを希望して撤回、「現実主義運動方針確立の件」、「米穀公定相場設定に関する件」、「国家事業の従業員をして経営に参加せしむる件」は提案者より撤回された。(24)

なお、ここに紹介する『第壱回党大会提出議案』に至るまで、すくなくとも二つの案が発表されている。

(一)党大会の本部提出議案

わが党の政策――大会に提出さるる本部案

右は『社会民衆新聞』昭和二年十一月二十日号に掲載されている。

(二)党告〔第九号〕

右は同党中央執行委員会(十一月十七日)において確定した第一回党大会議案を各支部に通達したものである。つぎに以上二案を掲げる。『第壱回党大会提出議案』が完成するまでの形成過程をうかがい知ることができる。

党大会の本部提出議案

第一

〔イ〕昭和三年度党予算案(予算委員会附託)

〔ロ〕昭和二年度党決算報告審議(決算委員会附託)

右二項の審議報告に対し承認を求むる件

〔註〕会計審査委員会は(A)予算委員(B)決算委員の両部門を設くること

第二、党則改正に関する件

一、党則第十三条第一項『……事業部国際部の部門を設くることを得』を『……事業部国際部機関紙部青年部婦人部等の部門を設くることを得』と改正す

〔理由〕昭和二年十月十九日廿日地方議会対策全国協議会において党組織拡充方法が論議せられ、該方法のB第五項において青年部婦人部の設置を容認(ママ)――第三回中央執行委員会又これを承認したるに依る

機関紙部は第一回中央執行委員会(昭和元年十二月十五日)においてその設置を可決し、昭和二年三月十六日の第二回中央執行委員会において決定されたるものである。

二、党則第十五条第二項の一並に第十六条第二項の『中央執行委員会議長』を改めて「中央執行委員長」とす(ママ)

〔理由〕在来の名称は冗長に失したるに依る

三、第二十三条第一項は左の如く修正す　支部は府県会議員選挙毎に党員五十名以上を以つて組織するを原則とす

〔理由〕(イ)衆議院選挙区にては組織の形態――統制と連絡――の完備を阻害する懼あり(ロ)実際選挙戦に対し敏速なる行動を期待するにある。

四、党則第二十八条中「相互連絡のため」の七字を削除す

〔理由〕支部聯合会を単なる連絡機関たらしめず必要に応じて支部統制の機関たらしめんとするにある。

第三、党政策改正に関する件
第四、総選挙対策の件
第五、総選挙基金積立の件
第六、当面の行動議案
第七、第一回党大会宣言に関する件

『党大会の本部提出議案』は、議案数は、「党告」及び『第壱回党大会提出議案』と比較して、もつともすくない。「わが党の政策――大会に提出さるゝ本部案」は『第壱回党大会提出議案』中第九号とほとんど同じであるから、ここには掲示しない。つぎに美濃紙二枚に謄写印刷された「党告〔第九号〕」[25]を左に示す。

No.1 (26)

党　告〔第九号〕

党大会に提出すべき本部提案は、十七日の中央執行委員会において左の通り確定されました。党則施行細則に依り、御通知申上げます。

十一月十九日　　社会民衆党

支部御中

一九二七年十二月四・五日社会民衆党第一回党大会議案

第一号議案　（本部案）
　第一項　昭和二年度党決算報告
　第二項　昭和三年度党予算案
右、二項に対し承認を求むるの件
第二号議案の党則改正に関する件（本部提案）
　（一）党則第十三条第一項の件
　（二）党則（ママ）第二項の一並に第十六条第二項の改正に関する件
　（三）党則第二十三条第一項修正の件
　（四）党則第二十八条の改正の件
　（五）党則第三十九条別表第二項改正の件
第三号議案　現内閣弾劾の件（本部提案）
　一、資本家的予算の排撃
　二、反動的労働政策の排撃
　三、地主擁護の自作農制定反対
　四、欺瞞的地租委譲反対
　五、対支反動外交の排撃
　六、資本閥擁護の銀行整理反対
第四号議案　議会即時解散要求の件（本部提出）
第五号議案　失業防止に関する件（本部提出）
第六号議案　小作法制定に関する件（本部提出）
第七号議案　労働組合法制定に関する件（本部提出）
第八号議案　健康保険法改正に関する件（本部提出）
第九号議案　新聞紙出版法改正の件（本部提出）

第拾号議案　党政策改正に関する件（本部提出）
（一）普選の徹底（二）言論集会結社の自由を抑圧する諸法令の改廃（三）議院制度の改革（四）民衆外交の確立（五）軍政の改革（六）行政組織の改革（七）財政及税制の改革（八）重要産業及金融の社会化（九）土地制度の改革（十）労働立法の完成（十一）農民政策の確立（十二）俸給生活者保護法の制定（十三）教育の根本的改革（十四）社会施設の徹底（十五）失業対策の徹底（十六）裁判制度の改革（十七）女子に対する経済的法律的差別の撤廃（十八）居住権の確立

第拾壱号議案　次期党大会に関する件（本部提出）

以上

尚、△△△△△支部提出議案は、今日（十九日）迄、受理したものは左の通りです。未提出の支部は速かに送附相成度し

一、支部組織変更の件外二件（南信支部提出）
二、党則改正に関する件（西毛提出）
三、不徹底なる自作農制定を廃し、健実なる小作法制定促進の件外十四件（高知支部）

以上

(1) 内務省警保局編『昭和四年中ニ於ケル社会運動ノ状況』七四五頁（三一書房復刻版　内務省警保局編『社会運動の状況1　昭和二～四年』七四五頁）。
(2) 社会民衆党書記局『社会民衆党五ヶ年闘争史』（昭和七年一月　二三頁）及び河野密・赤松克麿・労農党書記局『日本無産政党史』（白楊社　昭和六年一月　三二〇頁）では二百二十四名、社会局労働部『昭和二年労働運動年報』（明治文献復刻　四八七頁）では二百四十名とある。
(3) 前掲『昭和二年労働運動年報』四八七頁。
(4) 前掲『社会民衆党五ヶ年闘争史』、『日本無産政党史』には島中雄三の名はない。前掲『昭和二年労働運動年報』（四八九頁）には片山哲書記長により、議長に安部、副議長に鈴木、島中が推されて決定したとある。
(5) 中村所蔵。
(6) 前掲『昭和二年労働運動年報』五〇六頁。
(7) 右同五一〇―五一一頁。
(8) 中村所蔵。美濃紙へ謄写印刷したものである。
(9) 中村騰範「昭和二年の地方選挙と無産政党」（法学研究　第三五巻第五号）、赤松克麿『日本社会運動史』（岩波新書版）二五三頁、大原社会問題研究所編『日本労働年鑑昭和三年版』三〇三頁。
(10) 「府県議選結果に示された、わが党指導精神、優秀な当選率及得票率と共に、労働者の圧倒的な支持」及び「我党の得票の意義、労働者の投票は、無産党随一、これこそ真正の無産政党、他はみな小ブル党だ」（共に『社会民衆新聞』昭和二年十一月一日号の記事名）。
(11) 「最初の党大会近づく、反動の権化現内閣を倒壊せよ、勤労民衆の生活を蹂躙す、旧議会を開会即時解散し、国民の信任を問へ」（社会民衆新聞　昭和二年十一月廿日）。
(12) 中村所蔵。美濃紙一枚に謄写印刷。
(13) 註7と同じ。
(14) 『近代日本総合年表』（岩波書店　一九六八年十一月）二七二頁。
(15) 大野金吾は「我党県会議員大野金吾氏」（社会民衆新聞　昭和二年十一月二十日「六千の農民大衆、競売延期に激昂、大挙して区裁判所へ、岐阜県下の小作争議決議」）とされ、「府県会選挙成績表」（社会民衆新聞昭和二年十一年一日）にも同党所属県会議員とされている。しかしな

から『社会民衆党五ヶ年闘争史』（二〇頁）中「府県会議戦戦績表」において大野金吾は「応援候補者」であったとされている。また『社会民衆新聞』には、「岐阜、愛知両県下に跨る中部農民衆党では先般の県会選挙中に中部農民組合の大野金吾君を当選せしめた」（「中部同盟の声明、地方議会に対して」昭和二年十一月二十日）とあり、これにより大野は愛知、岐阜両県だけにまたがる地方政党「中部農民衆党」所属であることがわかる。『昭和二年労働運動年報』によれば、「労農民衆党」は全国の中で愛知県から五名、岐阜県から三名の候補者を擁立しており（四三〇頁）、岐阜県から「労農、民衆党」からは近藤重次郎、伊藤修、大野金吾の三名が立候補し、そのうち大野のみが当選とある（四三六頁）。以上のごとく大野の所属政党については混乱しているが、一応労農民衆党所属としておく。なお労農民衆党の「地方政策の根本方針」及び「一般地方政綱」は右年報四二四―七頁に掲載されている。

(16) 篠田勇「農地金庫の正体を曝露す――眉唾物の自作農創定案――」（社会民衆新聞　昭和二年八月一日）。

(17) 「地方自治政の専制的蹂躙を見よ、知事公選、地租移譲の欺瞞、反動的なる田中内閣」（社会民衆新聞　昭和二年六月一日）。

(18) 「国民を欺く地租移譲の延期、地主擁護の農地金庫案」（社会民衆新聞　昭和二年十一月九日）。

(19) 「民衆の生活はいよ〳〵苦しい、預金払戻しは見込もつかぬ、政府資本家の魂胆」（社会民衆新聞　昭和二年十一月二十日）。

(20) 「預金者本位に休銀救済を行へ、預金者擁護同盟成り、けふ民衆大会を挙行、十七日の演説会盛大を極む」（社会民衆新聞　昭和二年九月二十日）及び『社会民衆党五ヶ年闘争史』（二一―二頁）。

(21) 前掲『昭和二年労働運動年報』にある「議案審査委員会報告」（四九一頁）及び「議案審議」（四九三頁）のいずれにも、審議さるべき提案として記録されていない。

(22) 右年報四九一頁。

(23) 右同書四九一―二頁。

(24) 右同書四九四―八頁。

(25) 中村所蔵。

(26) No.1とは第一枚目ということである、同様に、後出のNo.2、No.3、No.4……とは第二枚目、第三枚目、第四枚目……ということを表わす。以下同じ。

昭和二年十二月四日
五日

第壱回
党大会　提出議案

社会民衆党(1)

〔備考〕

一　議案第二枚中の第四号議案――第八号議案の解説即ち提案の趣旨並びにその実現方法は第八枚目のページに採録してありますから御留意願ひます。

二　御願ひ＝印刷が判明せぬ個所及び誤植がありますかも知れません。しかし、飽まで、経費のかゝらぬやうに、同志の努力に依つて作成されたものですから、何卒御勘辨願ひます。(2)

No.1

社会民衆党第壱回党大会議案草案

第一号議案

㈠昭和二年度党決算報告

㈡昭和三年度党予算案

右二項に対し承認を求むる件[3]

第二号議案　党則改正に関する件

㈠党則第十五条[4]第一項「……事業部国際部の部門を設(ママ)くことを得」とあるを「……事業部国際部機関紙部青年部婦人部等の部門を設くることを得」と改む

〔理由〕[5]

(イ)機関紙部

第一回中央執行委員会は社会民衆新聞を党の機関紙として公認しこの任務を全ふせんが為に仮に機関紙部を設けこれを第二回中央委員会に諮り、その承認を得たるもの

(ロ)青年部婦人部

地方議会対策全国協議会は党組織拡充の一として青年の糾合、婦人との連絡を急務と認め当該両部の設置を容認し、これを第参回中央委員会に提出し其承認を得たるもの

㈡党則第十五条第二項の一並に第十六条第二項の「中央執行委員会議長」とあるを「中央執行委員長」と改む

〔理由〕名称を簡明にしその示すところの職責を明確ならしむるため[6]

㈢第二十三条第一項を左の如く改む

支部は府県会議員選挙区毎に党員五十名以上を以て組織するを原則とす

社会民衆党昭和二年党大会提出議案

No.2

〔理由〕支部地域を局限して支部の新設結成を一層容易ならしむるため

㈣党則第二十八条の「相互連絡のため」の七字を削除す[7]

〔理由〕支部連合会を必らずしも単なる連絡機関たらしむるに止まらず必要に応じては支部結合の機関たらしむるため[8]

㈤党則第三十九条別表第二項を左の如く改む

支部党員三百名迄は一名、三百名以上更に三百名を増す毎に一名、但し端数百五十名以上の場合は一名を加ふることを得

〔理由〕従来の文言の意味曖昧の惧れあるを改めて明確に表現せんが為

第参号議案　現内閣弾劾の件（本部提出）

〔内容〕一、資本家的予算の排撃

二、反動的労働政策の排撃

三、地主擁護の自作農制(ママ)定の反対

四、欺瞞的地租委譲反対

五、対支反動外交の排撃

六、資本閥擁護の銀行整理反対

第四号議案　議会即時解散要求の件

第五号議案　失業防止に関する件

第六号議案　小作法制定に関する件

第七号議案　労働組合法制定に関する件

社会民衆党昭和二年党大会提出議案

第八号議案　新聞紙法出版法改正の件

第九号議案　党政策改正に関する件(9)

提案理由

一九二六年十二月、わが党結成の際、採択せられたる党政策は余りに、その表現法簡略に失する嫌あるのみならず、大衆の政治的自覚を促がす上において聊か抽象的に失するの惧あり、依つて、能ふべくんば、叙上の欠陥を補はんとし、左記修正案を提出したる次第である。

△党政策改正草案

一、普選の徹底

イ、選挙年齢を廿才(ママ)に低下せよ。

ロ、婦人に参政権を与へよ。

ハ、比例代表法を採用せよ。

ニ、選挙費用を国家負担とせよ。

ホ、居住制限を撤廃せよ。

ヘ、保証金制を撤廃せよ。

ト、投票時間を公休とせよ。

チ、徹底せる不在投票権を確認せよ。

二、言論集会結社の自由を抑圧する諸法令の改廃(10)

イ、治安維持法を廃止せよ。

ロ、治安警察法を改廃せよ。

ハ、行政執行法を廃止せよ。(11)

ニ、新聞紙法出版物法を改正せよ。

三、議院制度の改革

イ、貴族院の予算修正権を廃止せよ。

ロ、議院の会期を延長せよ。

四、民衆外交の確立

イ、被圧迫民族を解放せよ。

ロ、資本主義侵略政策を打破せよ。

ハ、対支反動政策を打破せよ。

ニ、世界的移民の自由を確立せよ。

五、軍政の改革

イ、軍備を縮小せよ。

ロ、兵卒給与を増額せよ。

ハ、在営兵の家族に扶助料を与えよ。

六、行政組織の改革

イ、中央集権的警察政治を打破せよ。

ロ、地方自治制を徹底的に確立せよ。

七、財政及び税制の改革

〔A〕支出

イ、勤労階級の為めの支出を増大せよ。

ロ、資本家擁護の補助金奨励金を廃止せよ。

ハ、軍事費を極減せよ。

ニ、大蔵省預金部費金を勤労階級の為に運用せよ。

〔B〕税収入

一、国税

イ、財産税を設定せよ。
ロ、土地増価税を設定せよ。[12]
ハ、兵役免除税を設定せよ。
ニ、資本利子税と相続税とを高率累進的に賦課せよ。
ホ、特別[13]不労利得税を設定せよ。
ヘ、砂糖消費税を廃止せよ。
ト、木材トタン板材料その他生活必需品の関税を廃止せよ。[14]

二、地方税
イ、特別地税を廃止せよ。
ロ、府県営業税（湯屋、理髪業税等）を廃止せよ。
ハ、雑種税（自転車税、荷車税、牛馬税等）を廃止せよ。
ニ、家屋税免税点を設定せよ。
ホ、財産所得税附加税率を増大せよ。
ヘ、戸数割を設定せよ。[15]

八、重要産業及び金融の社会化。
イ、交通機関・電気・ガス・水道等を公営とせよ。
ロ、中央卸売市場を公営とせよ。
ハ、中央銀行を国営とせよ。
ニ、公営庶民銀行を新設せよ。

九、土地制度の改革
イ、都市住宅地を公有とせよ。
ロ、官公有地の払下を禁止せよ。

十、労働立法の完成
イ、八時間労働制を認めよ。
ロ、団結権罷業権を確立せよ。
ハ、最低賃銀法を制定せよ。
ニ、健康保険法・工場法・鉱業法・海員法[16]を改正せよ。
ホ、土木建築・漁業・交通その他屋外労働者保護法を制定せよ。
ヘ、国際労働条約を実施せよ。

十一、農民政策の確立
イ、完全なる小作法を制定せよ。
ロ、耕作権（耕地不当あけ渡しの禁止、立毛差押の禁止）を確立せよ。
ハ、最高小作料を決定せよ。
ニ、争議権を確立せよ。
ホ、団結権を確保せよ。
ヘ、耕作者階級の金融を充実せよ。
ト、産業組合、農会、農業倉庫を耕作者本位とせよ。
チ、農業保険制を設定せよ。
リ、肥料農具を国営とせよ。
ヌ、農村電化を促進せよ。

十二、俸給生活者保護法の制定
イ、八時間勤務制を確立せよ。
ロ、退職手当を公定せよ。

ハ、公休制を確立せよ。

十三、教育の根本的改革

イ、義務教育費を全額公費制とせよ。[17]

ロ、中等教育公費制を確立せよ。

ハ、農民学校、労働学校を公費制とせよ。

ニ、夜間中等学校を公認せよ。[18]

ホ、小学校教員の俸給を増額せよ。

ヘ、国定教科書編纂委員会議に民衆代表を参加せしめよ。

十四、社会施設の徹底

イ、疾病養老災害に関する社会保険法を制定せよ。

ロ、小住宅地域の衛生保健施設を完成せよ。

ハ、託児所を公営普及せよ。

ニ、医薬救済事業を公営せよ。

ホ、医薬分業制を確立せよ。

十五、失業対策の徹底

イ、失業救済のため[19]土木建築植林開墾事業を起工公営せよ。

ロ、失業保険制を設定せよ。

ハ、労働者並に下級俸給生活者管理の[20]職業紹介所を新設普及せよ。

十六、裁判制度の改革

イ、寃罪者に対する国家賠償を認めよ。

ロ、陪審員選挙の納税資格を撤廃せよ。

ハ、死刑を廃止せよ。

ニ、秘密審理の予審制を廃止せよ。

ホ、無産者に対する訴訟救助制を確立せよ。

十七、女子に対する経済的法律的差別の撤廃

イ、男女同一労働に対し同一賃銀を支払へ。

ロ、子持寡婦の扶助法を制定せよ。

ハ、人身売買に依る娼婦制を廃止せよ。

ニ、女工の夜業制寄宿制を廃止せよ。

ホ、親族法相続法を徹底的に改正せよ。

ヘ、妻に相続権を与えよ。

十八、居住権の確立

イ、家賃制限法を設ける。

ロ、勤労者住宅を公営増設せよ。

ハ、敷金を禁止せよ。

ニ、借家人組合法を制定せよ。[21]

No.7

本追解1[22]

第三号議案　現内閣弾劾の件（本部提案）

提案説明者　松永義雄、松岡駒吉、宮崎龍介、小池四郎

I、提案の趣旨

現内閣存立の基底は既に大衆から離隔し、毫末も勤労無産階級の政治的要望を負はず、地上の生活苦に喘ぐ大多数勤労無産大衆の内面的実相に何等の関心をも有せず、空中に舞ひ上

がれるの奇現象を呈しつゝある。従つて彼等のなすところ一として反動的政策ならざるはなく、社会生活態の合理的進化を暴虎憑河の蛮勇を揮つて妨害し強圧しつゝある。わが党はこゝに彼等が欺瞞の泥塊反動の狼籍者(ママ)・ブルジョアジーの走狗として実現し若くば具現せんとする政策を検討・批判指摘し以て勤労の民衆無産大衆の階級的砲列の前に粉細(ママ)すべく左記反動的欺瞞的特権階級的諸策を標的として一斎の猛撃を集中し以つて現内閣を瓦解せしめんとするにある。

Ⅱ、実現方法

現内閣弾劾の決議を現政府に手交すると共に弾劾大演説会を開き公正なる輿論(ママ)の喚起すること。

Ⅲ、現内閣弾劾の六大要目

一、資本家的予算の排撃……解説担当　松永義雄
二、反動的労働政策の排撃……解説担当　松岡駒吉
三、地主擁護の自作農制定反対……解説担当　松永義雄
四、欺瞞的地租委譲反対……解説担当　松永義雄
五、対支反動外交の排撃……解説担当　宮崎龍介
六、資本閥擁護の銀行整理反対……解説担当　小池四郎

Ⅲ、決議の作成は『　　』一任の事

第四号議案　議会即時解散要求の件（本部提案）

提案説明者　赤松克麿

提案の趣旨

既に国民の要求に依り普通選挙が実施される以上、制限選挙に立脚する現在の議会を即時解散し総選挙に依つて国民の意思を問ふべきである。

実現方法　中央執行委員会一任。

第五号議案　失業防止に関する件（本部提案）

提案説明者　松岡駒吉

提案の趣旨

失業者の著しき増加は、現代経済組織の欠陥、ブルジョア専制に起因する。失業に依る一切の犠牲は無産階級に転嫁せられてゐる。失業に依る労働階級の犠牲とその苦痛は当然資本家階級に負担せしめ、更に進んでは政府をして積極的に失業者救済の為の事業を起さしめるを要する

実行方法

一、党、各支部を中心として失業救済運動を起こすこと
二、各地方の大会及全国大会において決議を作成し当局に手交すると共に政治運動に依る輿論の喚起によつてその貫徹を期すること

第六号議案　小作法制定に関する件（本部提案）

提案説明者　松永義雄

提案の趣旨　現政府は、欺瞞的農民政策――農地法案・地租委譲・自作農創定等に依つて耕作者階級の生活を蹂躙せんとしてゐる。耕作者階級の生活権確立への眼目たる小作立法の如き全然関心を有せず。われ等は左記要綱を含む小作法の制定を飽ま

で要求する。

第一――耕作権の確立

第二――耕地立入禁止・立毛差押の反対

第三――最高小作料の決定

第四――争議権の確認

実行方法　耕作権確立運動を起こすこと。

第七号議案　労働組合法制定に関する件（本部提案）

提案説明者

提案の趣旨　左記要項を含有する労働組合法を制定すべき事

一、組合聯合体を法認すること

二、組合員制限を撤廃し組合員を同一又は類似の職業産業の労働に限らざること

三、法人規定を全部削除すること

四、労働組合は一切の賠償責任を負はざること

五、軍人軍属に関する規定を削除すること

六、裁判に依るに非らざれば会議の決議の取消規定の変更解散その他の一切の処分をなし得ざること

七、本法の労働者とは、頭脳労働者を含む事を明確にすること

実行方法　略

第八号議案　健康保険法改正に関する件（本部提案）

提案説明者　渡辺善寿

提案の趣旨左記要項を含むやう改正すること。

一、被保険者の範囲を工場法及鉱業法適用外の労働者小作人及ひ俸給生活者に拡張すること。（ママ）

二、国庫負担金の増額

三、資本家の負担金百分の一を増加し、公傷病を重視すること

四、健康保険者及ひ保険組合に直営の診療所を設置すること

五、日本医師会と政府との団体的契約の廃止

六、医薬分業の実行

七、社会保険の完成

八、保険組合の保険組合員管理

九、給付の額を定額式となすこと

十、保険料払戻しの請求権を認めること

十一、保険組合員綜合的健康保険組合の設立を自由にすること

実行方法　略

第九号議案　新聞紙法出版法改正に関する件（本部提案）

提案説明者　片山　哲

提案の趣旨

一、官僚的取締方法の排撃

二、保証金の撤廃

三、発行禁止処分の撤廃

四、体刑処分の禁止

実行方法　略

本追解3

本追解4

本部追加議案

追加第一号議案　党大会宣言に関する件（本部提案）

提案説明者　島中雄三

追加第二号議案　次期大会に関する件

追加第三号

第十二号議案[23]　支部組織変更の件（長野県南信支部提案　山岡清氏説明）

提案の趣旨

現在の衆議院選挙区を一支部は地域広くして党の結成運動に不利を生じ亦各特殊事情の差も有る故郡市を一支部単位の原則とす。

実現方法　党則一部の改正

第十三号議案　現実主義運動方針確立の件（長野県南信支部提案）

提案説明者　坂井喜夫

提案の趣旨

県議戦に依り痛切に、現実主義の徹底を感じ都市無産大衆と地方農民におけるその方針を現実に則して樹立し理論的に確立せねばならぬ。

実現方法　民衆新聞をして右翼理論的立場をより徹底せしめ、対立関係の政党に積極的の事

第十四号議案　青年部充実及組織拡充の件（長野県南信支部提案）

提案説明者　坂井喜夫

提案の趣旨

青年は総ての運動の前衛隊にして活動部隊であり、次社会の構成分子である。

党に青年部組織に依りこれを充実せしめ各支部に組織しこれを統一連絡せしめて民衆党の一大結成を作る。

実現方法　右翼青年の全国の結成の為に新らしく各支部の委員を挙げ青年の聯盟を組織すること。及ひ直ちに青年部委員会設置の事。

第十五号議案　党則第三十条及第三十二条改正の件（西毛準備会提案）

提案説明者　田村栄太郎

提案の趣旨

党則第三十条は「本部費は党員一名に就き年額十銭とすと変更し、党則第三十二条の「支部は党員一名に就き[24]年額十銭を本部に納入するものとす」を削り第六章支部第廿七条の前へ「支部費分会費はその地方情勢に依り別に之を定む」と一ヶ条を加ふる事

〔理由〕プロレタリヤは五十銭の党費が百倍千倍になつて帰つて来ることは承知してゐるが、如何に不利益であつても今日も生きる為に費用が入る。(ママ)五十銭の党費は収められそうで納められない。既成政党より蒙る損害は空漠である、しかるに五十銭の党費を徴収する党に依つてはそれだけ五

十銭だけ損を蒙る

第十六号議案　失業者救済に関する件（広島支部提案）

提案説明者　角順輔

提案の趣旨　今時政府は六大都市に限り僅かに救済の方法を施かさんとしてゐるが失業者の存在は単に六大都市にのみ限らず九州の端より北海道の端まで相当に散在してゐる。僅かにその一部を救済せんとする如き古息（ママ）手段に止まらず徹底的救済を欲する

実現方法　政府当局に迫つて各地に産工業を起し、以て失業を救済すること

第十七号議案　産児制限に関する件（同右）

提案の趣旨　至急各地に公認産児制限相談所開設を当局に強要すること

第十八号議案　普通選挙における第三者運動即ち独立運動徹廃（ママ）の件

提案趣旨　略

第十九号議案　不徹底なる自作農創設を排し健実なる小作法制定の促進を期すること（高知支部提案）

提案説明者　山本義雄

提案の趣旨　――前略――一町歩内外の土地を一時に自作として呉れれば或ひは自作農創定の理想も実現出来やうがこれは財政の現状において到底実行不可能であらう（中略）真に小作人を救助する意思あらば売買譲渡の自由を認め無期限なる耕作権を確立して土地所有権に対し永久に対立せしめその収穫（ママ）末の分配標準を法規に依り決定せんことを要求する

第二十号議案　兵役を改革し兵科の外陸軍には農工商の枝（ママ）を、海兵には漁術漁撈の術を授くべきの件（同上）

提案説明者　山本義雄

提案の趣旨　陸軍においてはその膨大なる用地を単に戦争の真似事のみに使用せず農事試験場の如きものを設け兵科外一週五六時間を割き農芸の智識を与へ、亦将来商工業の希望兵には商工の学術を授け、海軍においてもこれ亦戦技の余暇を以て漁術漁撈の技を教へるとせば退役后、農会の技手水産技手の仕事も出来ることゝなり正に一挙両得であらう。（后略）

第二十一号議案　大臣、政務官、知事両院議員等は全部無給たらしむること。

提案の趣旨　国家が財政に行詰つて居る今日……今日でなくとも国家の安危を一身に負ふて起てる大臣、政務官などが給料をとることは大体間違つてゐる。その職掌に鑑みて全部名誉職とする事が至当である（后略）

第二十二議案　大臣政務官知事その他重要国政に参与するものに対し供托金を提供せしむるの件（同上）同

提案の趣旨

衆議院議員や府県会議員の立候補者に対し保証金を供托せしむる場合を比較せば明かである。国及県の議政壇上に起たんとする所謂憂国救民の志士の運動に対し供托金を要するもの

とせば国政[26]及県政を荷負ふて起つ大臣政務官知事その他国家の高等機関に任ずるものに対して供托金は提供せしむる事が至当であらう。

第二十三号議案　人口の増加と国民の生活費を考慮し、兌換券を増発すべきの件（同上）同

（提案の趣旨）　国民の為の貨幣であつて貨幣の為の国民でない限り政府は国民の生活費用を起準とし、人口の増加に伴ふて兌換券の増発をなすべき事が急務である。（后略）若し今国民の手先に金が潤沢であつたならば国民の懲へつめた需要は非常の勢を以て増加する、従つて供給が増加しても購買力が強いため物価は為政者や経済学者が恐るゝ如き低落を見ることはない。

第二十四号議案　総督政治を改廃し議会政治を施行す可き件

提案の趣旨　朝鮮及台湾殊に朝鮮において何日までも総督政治を固守することは今后益々朝鮮人を悪化せしむる所以で決して統治の目的を達する途に非らず　故に朝鮮には朝鮮議会を台湾には台湾議会を実施し彼等をしてその政治に参与せしむる権利を得せしむる事を以て策の得たるものなりと確信する。

第二十五号議案　支那に於ける領土を返還し内地雑居権を獲得するの件（同上）同

提案の趣旨　支那の領土内に我が国の領土を有することは、決して日支親善を保持する所以でない。故に我等は何等の利益

にもならず、却つて反感を買ふに過ぎざる領土を有するよりは、寧ろこれを還附し、支那の内地に雑居する権利を獲得するを以て賢明なる方法なりと信ずる。

第二十六号議案　勤労階級（農民組合）の各組合を組織せしめ、国家はこれに対し低利資金を供給すべき件（同上）同

提案の趣旨　農村に居住せる小作人なるが為自作農[27]の創定や小作権確立に依り国家の恩恵に浴する権利を与へらるゝも都市に住する無産階級に対しは何等の恩恵に均し得ざることは誠に遺憾であり亦甚だしく不公平なりと云はざるを得ない。故にわれ等は農民を除く勤労階級に各組合を組織せしめ、これに対して国家はその低利資金を供給することを以て最も公平なる救済方法なりと信ず

第二十七号議案　借地借家法を全国都市に実施すべき件（同上）同（提案趣旨省略）

第二十八号議案　税制を改廃し、貧棒税を廃し、奢移税の新設及増税を為す可き事（同上）同

提案の趣旨、省略

第二十九号議案　本部は支部の維持に対し、更に一層の考究を為すべきの件（同上）同

提案の趣旨（前略）党費四拾銭と寄附金を以て支部を維持することは党員一千名を集めて全部の党員が党費を納入するものと見ても僅かに年四百円、これを月に割当てても僅かに三十三円余に過ぎない。（中略）今われ等の見解を以てすれば本

部も支部の補助は困難なりと信ずるが故に第一、支部に対し相当の仕事を与へる事かよい。（后略）

第三十号議案　国会府県会市町村会議員の選挙法改正に関する件（能本(ママ)県社会民衆党提案）

説明者　原　喜一郎

第一提案

国会府県会市町村会議員の選挙期日布告の日より投票終了するまで選挙長は其の管轄する選挙区内に個所を定めて（有権者の数に依りて個所数を定む）公設掲示台を設置し各候補者のポスターを掲揚せしめ掲示台以外においてポスターその他の（三字分不明）[28]印刷物を貼付掲揚することを禁ず

第二提案

国会府県会市町村会議員選挙の選挙長は其の管轄する選挙区の全部の候補者の氏名を列記したる印刷物を国会府県会議員選挙の場合は立候補締切りの翌日市町村会議員選挙の場合は七日前に各管内有権者に配付すべし

但し市町村会議員選挙の場合有権者に配付后の立候補者氏名の配付はその限りに非らず

提案理由（以上二提案一括）

議会政治の腐敗堕落は議員選挙が公正に行はれず不法なる金力権力の暴威に依りて不正に行使せられたる有権者の投票にて当選せる議員に依りて益々甚だしく普通選挙実施せられて最初の試錬なりし過般の府県会議員選挙の実跡より見ても未だ旧来の悪弊を脱することを得ず寧ろその弊害の増長せるを見る。依つてわれ等は選挙運動が可及的に公平に行はれん事を望むが故に第一号議案及第二号議案の実行に依つて各候補者の宣伝が公平に行はれん事を望む。

実現方法　選挙法の改正をはかり本議案の採用を期す

第三提案

選挙名薄(ママ)の閲覧は市においては町総代宅町村においては区長宅において閲覧せしむるの件

提案の趣旨

現行法においては選挙名薄(ママ)の閲覧は各市町村役場にて閲覧せしむるが故に多数民衆は其の閲覧を為さざる者多く為に折角有する貴重なる選挙権が市町村吏員の過失の為欠格者となるもの多く如此は普選の精神に反するものなるを以つて閲覧をして一般に普及せしざる(ママ)為　本案の実行を望む

実現方法

府県制市町村制の改正に依り本議案の採用を期す

第三十二号議案　米及び雑穀の公定相場を設定する事を政府並に今期議会に要望するの件（熊本社会民衆党提案）

提案説明者　原喜一郎

提案の趣旨（前略）現今吾が国民の主食物たる米の相場は価値算定の原則たる諸生産要素の積算に依りて定められたるに非らずして一部資本家及び賭博類似の空米師等の投機取引の為に左右せらるゝものなるが故に相場の高低常なく変動甚だ

し。(中略)米相場変動常なき為、生活上大なる不安を感ずるは実に人類生存上最大脅威なり、依つてわが党は最も合理的なる方法に依つて算出したる公定相場の設定を政府に要望す。

実行方法

一、各県に於て毎年米価及び諸雑穀公定相場設定委員を選任し、生産費を基礎としてその年度に産出する米諸穀の相場を定むべし。

二、委員の選出は左の方法に依る

イ、各郡市より小作農及自作農を選挙権者として委員二名宛選出す。

ロ、知事は府県内にある農事技術員より五名を選任す。

三、農業倉庫を拡張改善して米雑穀の配給を円滑ならしめ、又農村金融の便をはかるべし。

四、政府は正確なる作付反別、及ひ収獲(ママ)の統計を作成して生産と消費の調節をなすべし。農業発達して耕地に余剰を生ずる時は農産物にして外国より輸入しつゝある作物の栽培をなさしむべし。

五、政府は根本的に農業の改良をなし極力農産物価格の低下に努むべし。

第三十三号議案　健康保険法改正の件（大阪東区及東成区支部提出）提案説明者

提案の趣旨　給付金を郵便局にて受取出来る制度となすこと

第三十四号議案　党候補者人名略歴は各支部に通達し各支部は支部員に右の趣通達推薦せしむるの件（同）

第三十五号議案　選挙法中改正の件

提案の趣旨　現選挙費用半額に制限すること

第三十六条議案　工場通勤者自転車税撤廃に関する件（同）

附、交通電車汽車賃半額の件（同）

第三十七号議案　営業収益税改正に関する件（広島県福山分会提出）

提案説明者　岩部石男

提案の趣旨　略

実現の方法　イ、各支部分会を通じ全国的世論の喚起、及帝国議会へ請願

ロ、勤労小企業家階級に対しては、その営業収益四百円以上に対し国税課税廿（二字不明）その他割合に安全なる俸給生活者には所得千二百円以上にのみ課税せらるるは小企業家階級に対し不当にして過重なる課税である、依て営業収益税の免税点を所得税同様千二百円とすること。

第三十八号議案　事業部創設に関する件（広島県福山分会提出）

提案説明者　岩部石男

提案の趣旨　党員に安易生活をなさしむる為事業益金を得て宣伝費その他の費用を捻出する

実現方法（イ）党員より一口金一円以上出資せしめ執行委員会にて最も安全且つ有利なりと認むる商品の製作取次をなし各

支部分会へ事業部を創設し事業部にて是等商品の販売をなす、（ロ）一般大衆に[29]、平易なる著書を豊富に提供すること、同時に左右両論の現実可能性をも充分に理解せしめ、一方党員の獲得を計ること

第三十九号議案　北海道地方税に関する馬橇税徴廃の件（北海道第一小樽支部提案）

説明者　本部員委托

提案の趣旨

冬期間に於ける北海道は積雪多量にして普通道路に於て六、七尺より甚だしき地方にては一丈余に達する有様にて交通上における支障甚しく随つて車上参百貫以上の重要物を積載なす荷馬車は寸尺たりとも運行不可能なる為冬期間における荷馬車業者は全部荷車の代用として馬橇を使用されつゝあるが荷馬車（即ち車体に対し課税し、尚荷馬車の代用たる馬橇にも課税なし居る事は同一営業に対し、明かに二重課税にしかゝる不当なる馬橇税を徴廃なす事を必要なりと認む。故に建議案として提案なすものなり。

実行方法

党大会決議の上党本部の名において北海道長官宛に陳情し、一面北海道における各支部聯絡の上、道庁に迫まり貫徹を期すること

第四十号議案　組織宣伝運動充実の件（東京第四区）

支部提案追加[30]

追加第一号案　完全なる労働組合法即時制定運動開始に関する件（東京第五支部提出）

説明者　成山三郎

追加第二号案　敷金全廃に関する件（同）

説明者　原　虎一

追加第三号案　小学校授業料全廃に関する件

説明者　石井菊衛

追加第四号案　貧困多産者の産児制限黙認の件（東京第一支部提出）

追加第五号案　三等郵便局にて電報取扱を要求するの件（同）

追加第六号案　義務教育費全額国庫負担を要求するの件（同）

追加第七号案　徴兵者の生活保障に関する諸種の問題に関する件（同）

追加第八号案　組織宣伝運動充実に関する件（東京第四支部提出）説明者　松井[31]

追加第九号案　各支部及一般党員と本部委員との連絡に関する件（同）説明者　野口

追加第十号案　機関紙拡充の件（同）

説明者　水野　一

追加第十一号案　警察官吏の質の向上とその帯剣を廃すべきの件（高知支部提出）

説明者　山本義雄

追加第十二号案　官吏に対する官給若くば恩恵に依る住宅自

動車暑中休暇等の制度を徹廃の件（高知支部提出）

説明者　山本義雄

(1) ここまでが表紙に印刷されている。

(2) 『備考』は表紙の裏に印刷してある。

(3) 前掲『昭和二年労働運動年報』により「党則改正に関する件」を見ると、「第十二条『最高執行機関』トアルヲ最高ノ二字ヲ削除」（五〇五頁）とある。しかしながら、この大会で変更された党則について記載している『日本無産政党』には、第十二条の改正に関することはまったくふれられていないし、また党大会に先き立つて『社会民衆新聞』昭和二年十一月二十日号に発表された既述の党大会の本部提出議案にも「最高」の二字が削除されるという予告はない。

(4) ここには「党則第十五条」とあるが誤りである。第十三条が正しい。なお前掲『日本無産政党史』には機関紙部、青年部、婦人部のほかに情報部が設けられたとある（三二四頁）。

(5) 前掲「党大会の本部提出議案」には、この「理由」が、これよりやや詳細に記載されている（既述）。

(6) 前掲『昭和二年労働運動年報』（五〇五頁）には、党則第十六条が改正され「第十六条前同様『会議』ノ二字削除」とある。これは当然なことであり、前掲『日本無産政党史』もそれを裏づけている（三二五頁）。

(7) 「……むるに止まらず」から第二枚目になる。

(8) 前掲『昭和二年労働運動年報』（五〇五頁）には「第廿八条『相互連絡ノタメ』ノ七字ヲ削除シ『組織スルコトヲ得』トアルヲ『組織スルモノトス』ト訂正」したとあり、前掲「党大会の本部提出議案」にも『昭和二年労働運動年報』の記事に近い趣旨が予告されているが、前掲『日本無産政党史』には改正された旨報告されていない。また『昭和二年労働運動年報』には、「第七章『党費及会計』トアルヲ党費及ノ三字を削除」（五〇五頁）し、「第卅二条『年額拾銭』トアルヲ『年額弐拾銭ト訂正』（五〇六頁）とあるが『日本無産政党史』には記載されていない。なお『日本無産政党史』に改正された党則として明記されているが、本資料である『第壱回党大会提出議案』、「党大会の本部提出議案」『昭和二年労働運動年報』にも全くふれられていないものを左に掲げる（三二四―五頁）

第十条　中央執行委員会之を招集するの次ぎに左を挿入す。

「中央委員会は中央委員十名以上出席を以て成立す」

第二十九条二項幹事会を左に改む「執行委員会」

(9) 改正された党政策は全文前掲『昭昭二年労働運動年報』（四九九―五〇五頁）及び前掲『日本無産政党史』（三二五―三三三頁）に掲載されており、本資料以前の、より原型政策は『社会民衆新聞』前掲号に、既述の通り「わが党の政策、大会に提出さるゝ本部案」として発表されている。

(10) 「わが党の政策大会に提出さるゝ本部案」及び『日本無産政党史』では二と三がいれかわつている。

(11) 「わが党の政策、大会に提出さるゝ本部案」及び『日本無産政党史』（三二六頁）には「出版法」となつている。

(12) 「わが党の政策、大会に提出せらるゝ本部案」にもこの項目はあるが、『昭和二年労働運動年報』及び『日本無産政党史』には存在しない。

(13) 「特別」の文字は『昭和二年労働運動年報』及び『日本無産政党史』には存在せず、「わが党の政策、大会に提出せらるゝ本部案」にはある。

(14) 「木材トタン板材料その他」の文字は『昭和二年労働運動年報』及び「日本無産政党史」になく、「わが党の政策、大会に提出せらるゝ本部案」にはある。

(15) 「わが党の政策、大会に提出せらるゝ本部案」、『昭和二年労働運動年報』及び『日本無産政党史』は、いずれも「戸数割を廃止せよ」になつている。これは『第壱回党大会提出議案』のミスプリントであろう。

(16) 「わが党の政策、大会に提出せらるゝ本部案」も「海員法」であるが、『昭和二年労働運動年報』及び『日本無産政党史』は、「船員法、船舶職員法」となつている。

(17) 「本部案」にも、この項目は存在するが、『昭和二年労働運動年報』及び『日本無産政党史』にはない。

(18) 「わが党の政策、大会に提出せらるゝ本部案」もこれと同様であるが、『昭和二年労働運動年報』は「夜間中等学校を急施公費制とせよ」（五〇三頁）となつており、『日本無産政党史』は「夜間中等学校を普及し公費制とせよ」（三三二頁）となつている。

(19) 「わが党の政策、大会に提出せらるゝ本部案」及び『昭和二年労働運動年報』は「失業救済」となつているが、『日本無産政党史』は「失業者」（三三二頁）とある。

(20) 『昭和二年労働運動年報』は「官吏」とある（五〇四頁）が、これは『昭和二年労働運動年報』の誤りであろう。

(21) 中村所蔵の『第壱回党大会提出議案』には鉛筆書にて「ホ　借家法を改正せよ」とある。

(22) 頁数をあらわすNo.のかわりに、本追解1から本追解4が新しい頁ごとに印刷されている。これは本部追加議案解説1～4ということであろうか。なお原資料ではそれぞれ文字を○で囲ってあるが、印刷の関係上、□で囲う形にした。

(23) この頁からふたたびNo.になる。

(24) 「就き」よりNo.2。

(25) 「として」よりNo.3。

(26) 「国政及県政」よりNo.4。

(27) 「の創定や」よりNo.5。

(28) 「印刷物」よりNo.6。

(29) 「平易なる」よりNo.9。

(30) 頁数は印刷されていないが、ここから新しい頁になり、これが最後の紙である。

(31) 追加第八号は第四十号議案と重複している。